

# 養殖魚輸出に関する緊急要望

平成28年3月

一般社団法人 九州経済連合会



会長 麻生 泰

水産部会長 熊山 忠和



## 養殖魚輸出に関する緊急要望

中国向け水産物輸出における放射性物質検査証明の発給について、中国政府並びに日本政府による特段のご配慮を是非ともお願い申し上げます。

また、養殖業においては、飼料の高騰が引き続き予想され、輸出促進にあたっては、生産の約6割を占める飼料費の削減が喫緊の課題となっております。

つきましては、以下の事項に関しまして、特段のご配慮を切にご要望申し上げます。

### 記

#### 1. 放射性物質検査証明の発給機関の追加

- ・中国向け輸出に必要となる放射性物質検査証明は、現在、農林水産省及び北海道、愛媛県、長崎県のみしか発給できません。水産物は鮮度保持期間が短く、この4か所以外の産地では、発給に時間を要するため輸出に不利な状況が続いております。
- ・このため、中国政府による一日も早い他県での発給をお願い申し上げます。特に九州地域は付加価値の高い水産物の産地であることから、九州地域内の発給を優先的に認めて頂きますよう切にお願い申し上げます。

#### 2. 農林水産省による放射性物質検査証明の1回の発給で有効期間を1年とするよう要件を緩和

- ・上記1の要望事項が実現するまでの暫定措置として、農林水産省による放射性物質検査証明の発給1回で有効期間を1年間とするよう特段の措置をお願い申し上げます。その際、生簀ごとではなく一定海域による認可を切にご要望申し上げます。

#### 3. 「漁業経営セーフティーネット構築事業」の見直し

- ・魚粉価格の高騰が今後とも予想されるため、本来的なセーフティーネット事業としての定着を図るべく、「漁業経営セーフティーネット構築事業」につきまして、補填金の積立割合を含めた見直しを行って頂きますようお願い申し上げます。

#### 4. 養魚用配合飼料原料の輸入条件緩和

- ・養魚飼料において、陸上動物由来タンパクの使用が認可されておりますが、主原料の魚粉を輸入する前に魚粉製造元に陸上動物性由来タンパク非混入の証明書が求められる上に、通関時にも陸上動物性由来タンパク混入有無の検査が課せられます。陽性の場合には由来物の種類に関係なくシップバックされ、このことが、諸外国が日本へ魚粉を新規に輸出する上での障害となっております。
- ・また、チキンミールやフェザーミール等の魚粉からの代替えが可能で、飼料価格の引き下げが期待できる養魚飼料原料の輸入についても、現行法では製造元に対して日本からの査察を受け入れること等の条件が付されており、諸外国が日本へ新規に輸出する上での障害となっております。
- ・これらが大きく起因し、現在、養魚用配合飼料において、輸入原料を確保し、コストダウンすることが非常に難しくなっております。養魚用配合飼料原料は国際的に需要が高まっており、早急に原料輸入の門戸を広げなければ、養魚用配合飼料価格の更なる高騰ひいては我が国の養殖産業における国際競争力低下を引き起こしかねません。
- ・ついては、養魚用配合飼料の原料輸入に関する条件の緩和を是非ともお願い申し上げます。

#### 5. 鮮魚空輸に対する安定基金の創設

- ・輸出用の鮮魚価格は様々な要因で変動致します。水産物を輸出戦略産業とするためにも、輸出が軌道に乗るまでの一定期間だけでも政府の後押しをお願い致します。
- ・特に、養殖業をはじめとする鮮魚輸出は空輸に頼らざるを得ず、生産者にとってコスト負担が重荷となっております。このため、鮮魚空輸において、例えば、交易条件に応じたセーフティーネット基金創設等の対策を講じて頂きますようお願い申し上げます。

以 上